



埼玉県報

第21号
令和元年(2019年)
7月16日
火曜日

目次

告示

- ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する入札公告(衛生研究所)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 所沢都市計画に関する公聴会の開催(都市計画課)
- 加須都市計画に関する公聴会の開催(都市計画課)
- 令和元年度パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示(交通規制課)
- 県道笠原菖蒲線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 県道笠原菖蒲線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所(選挙管理委員会)
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所(選挙管理委員会)
- 参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限(選挙管理委員会)
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人員の制限(選挙管理委員会)
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじの日時及び場所(選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年1月1日（水）から令和6年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県衛生研究所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者で、営業品目が「大分類：理化学機器、小分類：元素抽出・分析装置（クロマトグラフなど）」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒355-0133 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地1 埼玉県衛生研究所
水・食品担当 今井 電話0493-59-9416（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月27日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月26日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (4) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年9月27日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所 令和元年9月27日（金）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年9月6日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年8月5日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease for a Triple-Quadrupole Gas Chromatograph Mass Spectrometer

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: 10:30 am, September 27, 2019

By mail: 5:00 pm, September 26, 2019

In person: 10:30 am, September 27, 2019

(3) Contact Information:

Water and Food Inspection Group, Institute of Public Health, Saitama
Prefecture

Ewai 410-1, Yoshimi-machi, Hiki-gun, Saitama-ken 355-0133, Japan

Phone: 0493-59-9416

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス西川口店

埼玉県川口市西川口二丁目三番五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社田中コーポレーション 代表取締役 田中秀雄

東京都墨田区両国一丁目四番四号

（変更後）株式会社田中コーポレーション 代表取締役 田中紀之

東京都墨田区両国一丁目四番四号

ハ 変更年月日

平成三十一年四月二十五日

ニ 届出年月日

令和元年六月二十七日

二 縦覧期間

令和元年七月十六日から令和元年十一月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年七月十六日から令和元年十一月十六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和元年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス西川口店

埼玉県川口市西川口二丁目三番五号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社田中コーポレーション 代表取締役 田中紀之

東京都墨田区両国一丁目四番四号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

令和元年五月二十日

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール東松山

埼玉県東松山市神明町二丁目千六百二十七―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 来退店経路の周知を行い、車両、自転車及び歩行者等の安全確保について配慮すること。

(2) 開店後に交通安全対策が必要になった場合は、真摯に対応すること。

(3) 荷さばき場や室外機、自動車走行等による騒音、振動の苦情があった場合は、真摯に対応すること。

二 縦覧期間

令和元年七月十六日から令和元年八月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

告 示

埼玉県告示第二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和元年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
所沢	都市計画 区域名							
所沢市	市町村名							
区域区分	都市計画の 種類及び名称							
令和元年八月 二十一日午後 二時から	期日及び時間		公聴会					
所沢市生涯学 習推進センタ ー学習室三〇	場 所							
令和元年七月 十六日から令 和元年七月三 十日午後五時 一五分まで	提出期間		公述申出書					
埼玉県都市整 備部都市計画 課、所沢市都 市計画課	提 出 先							
令和元年七月 十六日から令 和元年七月三 十日まで	閲覧期間		都市計画の構想					
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、所沢市 都市計画課	閲覧場所							

公 述 申 出 書

令和元年7月16日付け埼玉県報に登載された所沢都市計画区域区分の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和元年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和元年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
加須	都市計画 区域名							
加須市	市町村名							
区域区分	都市計画の 種類及び名称							
令和元年八月 三十日午後二 時から	期日及び時間	公聴会						
加須市騎西総 合支所二〇一 会議室	場 所							
令和元年七月 十六日から令 和元年七月三 十日午後五時 一五分まで	提出期間	公述申出書						
埼玉県都市整 備部都市計画 課、加須市ま ちづくり課	提 出 先							
令和元年七月 十六日から令 和元年七月三 十日まで	閲覧期間	都市計画の構想						
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県行 田県土整備事 務所、加須市 まちづくり課	閲覧場所							

公 述 申 出 書

令和元年7月16日付け埼玉県報に登載された加須都市計画区域区分の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和元年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を令和元年七月一日から令和二年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

令和元年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 住所

千葉県千葉市花見川区幕張本郷五丁目四番七号

二 名称及び代表者の氏名

サンエス警備保障株式会社

代表取締役 大野 淳史

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類 県道

二 路線名 笠原菖蒲線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
前二二〇九番一地先まで	久喜市菖蒲町小林字小下前二二〇九番一地先から同市菖蒲町小林字小下	区 間
八・六九〇 一三・三四	八・六九〇 八・六九〇	敷地の幅員 (メートル)
四・八〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>笠原菖蒲線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市菖蒲町小林字小下前二二〇九番一 地先から同市菖蒲町小林字小下前二二〇九番一 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年七月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年七月十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 四・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県選管告示第二十七号

令和元年七月二十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年七月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

- 一 日時 令和元年七月二十三日 午後一時三十分
- 二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

告 示

埼玉県選管告示第二十八号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年七月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 令和元年七月二十三日 午後一時三十分

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

告 示

埼玉県参埼選告示第二号

令和元年七月二十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和元年七月十六日

参議院埼玉県選出議員選挙選挙長 細 田 徳 治

告 示

埼玉県参比選告示第一号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙分会の参観人員を十人に制限する。

令和元年七月十六日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 伊藤 茂

告 示

埼玉県参比選告示第二号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙分会の選挙立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定により行うべきくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年七月十六日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 伊 藤 茂

一 日 時 令和元年七月十九日 午前十時三十分

二 場 所 埼玉県選挙管理委員会室